

火災予防条例(例)新旧対照表

(市(町・村)火災予防条例の一部を改正する条例)

改 正 案	現 行
<p>別表第八(第三十三条、第三十四条、第四十六条関係) (略)</p> <p>備考</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 可燃性液体類とは、法別表備考第十四号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第十五号及び第十六号の総務省令で定める物品で一気圧において温度二〇度で液状であるもの並びに同表備考第十七号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で一気圧において温度二〇度で液状であるものをいう。</p> <p>八 (略)</p>	<p>別表第八(第三十三条、第三十四条、第四十六条関係) (略)</p> <p>備考</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 可燃性液体類とは、法別表備考第十四号の自治省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第十五号及び第十六号の自治省令で定める物品で一気圧において温度二〇度で液状であるもの並びに同表備考第十七号の自治省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で一気圧において温度二〇度で液状であるものをいう。</p> <p>八 (略)</p>